

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 4 第 4 項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 区分任出納員設置個所

安佐北区安佐出張所

2 区分任出納員

主査 上原 司

3 委任を解除する事務

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (3) 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (5) 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (6) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (10) 幼稚園授業料の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例第 2 条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

4 解除年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日